

山梨県公報

第千六百五十一号

平成十八年

三月二十三日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定	二二七
収去飼料の試験結果の概要	二二七
道路の区域変更	二二八
道路の供用開始(三件)	二二八
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	二二九
都市計画事業の事業計画の変更認可	二二〇
山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正	二二〇
字の区域変更(三件)	二二〇
土地改良事業計画の適当決定	二二一
公告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	二二二
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	二二六
基本測量の実施	二二八
開発行為に関する工事の完了について	二二八
換地処分の届出	二二八
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	二二九
指定講習機関の住所変更の届出	二二九
警備員指導教育責任者講習の実施について	二二九
正誤	
平成十八年二月二十三日付け第千六百四十三号中	二二〇

告示

山梨県告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南アルプス市有野字北新田二五二六の一(次の図に示す部分に限る。)、三三〇二

の二

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百五十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十八年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

栄養成分に関する検査

製造事業場所等の名称及び所在地 平成飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	収去の場所 山梨県甲府市寿町 飯島産業株式会社	飼料の名称 乳用牛飼育用配合飼料 マルニ印配合飼料 ニューバイパス72	製造 (輸入) 年・月 一八・	粗たん白質 (%) 一六・一	粗脂肪 (%) 四・三	粗繊維 (%) 五・九	粗灰分 (%) 五・四	カルシウム (%) 〇・八四	りん (%) 〇・四六	備考
--	-------------------------------	--	--------------------------	----------------------	-------------------	-------------------	-------------------	----------------------	-------------------	----

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

山梨県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年四月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市大字塩山上於首字仲沢三〇九番の三 地先から 甲州市大字塩山上於首字仲沢三〇九番の三 地先まで	三五・二丁 五三・四	三五・二丁 五五・八		七・六

山梨県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国 道	四二一号	甲府市国玉町字大橋二二六六番 の三地先から 甲府市砂田町一一五九番の六地 先まで	七七〇・〇	平成十八年 三月二十四 日

山梨県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十八年四月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鵜沢線	南巨摩郡増穂町大字小室字ウツ キ坂一九二五番の一―地先から 南巨摩郡増穂町大字小室字ウツ キ坂一八九三番の一―地先まで 南巨摩郡増穂町大字小室字ウツ	五五・〇	平成十八年 三月二十三 日

キ坂一八八一番地先から
南巨摩郡増穂町大字高下字小屋
場九八八番地先まで

山梨県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一三号		南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四九三番の八九地先から南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四九三番の九地先まで	八五・〇	平成十八年三月二十三日

山梨県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
大月市	阿弥陀海	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大月市	阿弥陀海	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

黒野田	黒野田	急傾斜地の崩壊	
追分	追分の2	急傾斜地の崩壊	
黒野田の2	黒野田の2	急傾斜地の崩壊	
黒野田	黒野田	急傾斜地の崩壊	
吉久保	吉久保	急傾斜地の崩壊	
押出沢	押出沢	土石流	
沢利沢	沢利沢	土石流	
辰巳沢	辰巳沢	土石流	
庭洞沢	庭洞沢	土石流	
唐沢	唐沢	土石流	
屋影沢	屋影沢	土石流	
中峯沢	中峯沢	土石流	
平栗沢	平栗沢	土石流	
西ノ沢	西ノ沢	土石流	

黒野田の2	急傾斜地の崩壊
追分	急傾斜地の崩壊
追分の2	急傾斜地の崩壊
新田	急傾斜地の崩壊
黒野田	急傾斜地の崩壊
吉久保	急傾斜地の崩壊
押出沢	土石流
庭洞沢	土石流
西ノ沢	土石流

山梨県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
甲斐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業一号竜王駅南北自由通路
- 三 事業施行期間
平成十七年三月十七日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成十七年山梨県告示第百三十六号の事業地のうち山梨県甲斐市大字竜王新町字東裏、大字大下条字上河原地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
平成十七年山梨県告示第百三十六号の事業地のうち山梨県甲斐市大字竜王新町字

東裏、大字大下条字上河原地内において事業地を変更する。

山梨県告示第百六十五号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

（三）12中「並びに」を「及び」に改め、（四中）「及び関係地域振興局」を「中北建設事務所（一四）1の区域に限る。」及び峡東建設事務所（一四）2の区域に限る。」に改め、二4及び二6中「並びに」を「及び」に改める。

山梨県告示第百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、南アルプス市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域 大字中野字大ノ久保二二二〇番地二の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部	変更後の字の区域 大字湯沢字御前山
大字湯沢字中丸二二三番地の一部、二三四番地の一部、二三四二番地の一部、二四三〇番地の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに二四二三番地、二四二四番地一から二四二四番地三まで、二四二五番地、二四二七番地一、二四二八番地に隣接する水路である国有地の一部	大字湯沢字中丸

大字中野字大ノ久保二二〇番地二の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに二二二〇番地一、二二二〇番地三、二二二二番地に隣接する水路である国有地の一部

山梨県告示第百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、北杜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
明野町大字上神取字向原二七二の一部、二七三の一部、二七四、二七五から二七七までの各一部、三六二の一部、三六三の二の一部、三六七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	明野町大字上神取字大日原
明野町大字上神取字大日原九七の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部並びに字向原二五〇、二六六、二六七、二七〇、二七一に隣接する字大日原の水路である市有地の一部	明野町大字上神取字向原

山梨県告示第百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、北杜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
須玉町大字東向字大木田一六〇二の一部、一六〇四の一部、一六一六の三、一六一八の二の一部、一六一八の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに一四七二の一、一四七三、一四七四に隣接する水路である市有地の全部	須玉町大字東向字長坂

須玉町大字東向字長坂一〇七の一部、一一二〇の一の一部、一一二一の一部、一一二二の一の一部、一一二二の二の一部、一一六九、一四〇七から一四一〇までの各一部、一四一九の一部、一四二〇の一部、一四二一、一四二二、一四二五から一四二七まで、一四二八から一四三〇までの各一部、一四三二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	須玉町大字東向字大木田
須玉町大字東向字長坂八一〇の三、八一〇の一、八一二の一、八一三の二、八一三、八一四、八一七の二、八二三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	須玉町大字東向字飛津
須玉町大字東向字天神三二五四、三二五五、三二五七、三二五八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	須玉町大字東向字上屋敷

山梨県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあった土地改良事業（間の原地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

- 平成十八年三月二十三日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
 - 二 縦覧期間
平成十八年三月二十四日から平成十八年四月二十日まで
 - 三 縦覧場所
北杜市役所
 - 四 異議申出期間
平成十八年四月二十一日から平成十八年五月二日まで

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者として指定した。
 平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
介護老人福祉施設風林荘	甲府市宮原町一一九一番地	一九七〇二〇一九一九	短期入所生活介護	平成十七年四月一日
シヨートステイわかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一九四三	短期入所生活介護	平成十七年四月一日
デイサービスセンターわかば	甲府市古上条町一六三番地	一九七〇二〇一八五一	通所介護	平成十七年四月一日
デイサービスセンターわかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一八八五	通所介護	平成十七年四月一日
よりあいどころわかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一八九三	通所介護	平成十七年四月一日

株式会社コムスン 荏崎富士見 ケアセンタ	荏崎市富士見三丁目一番九号 清水貸事務所	一九七〇九〇〇一七九	訪問介護	平成十七年四月一日
雀訪問介護事業所	甲斐市下今井一七三〇番地	一九七二七〇〇一〇七	訪問介護	平成十七年四月一日
許山胃腸医院	甲府市中央一丁目二番六号	一九一〇二一五〇四五	訪問看護（みなし）	平成十七年四月一日
林辺こどもクリニク	山梨市小原西一〇四五番地	一九一〇二〇〇五八一	訪問看護（みなし）	平成十七年四月一日
米山歯科医院	笛吹市石和町小石和一三四番地一	一九一八〇〇三四四	訪問看護（みなし）	平成十七年四月一日
林辺こどもクリニク	山梨市小原西一〇四五番地一	一九一〇二〇〇五八一	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十七年四月一日
訪問看護ステーションかのん	甲斐市西八幡九〇三番地	一九六一七九〇〇五〇	訪問看護	平成十七年四月一日
米山歯科医院	笛吹市石和町小石和一三四番地一	一九一八〇〇三四四	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十七年四月一日
玉穂訪問リハビリテーション事業所	中巨摩郡玉穂町乙黒二四七番地一	一九七〇八〇〇九〇八	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十七年四月一日
グループホームわかば	甲府市古上条町一六三番地	一九七〇二〇一九二七	認知症対応型共同生活介護	平成十七年四月一日
グループホーム	甲府市若松町	一九七〇二〇一九七〇	認知症対応型共同生活介護	平成十七年四月一日

△わがや	六番地三五	九三五	同生活介護	一日
許山胃腸医院	甲府市中央一丁目一二番六号	一九一〇二一五〇四五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月一日
林辺こどもクリニック	山梨市小原西一〇四五番地一	一九一〇二〇〇五八一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月一日
米山歯科医院	笛吹市石和町小石和一三四番地一	一九一八〇〇三四四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月一日
有限会社赤岡総合薬局小瀬店	甲府市小瀬町二八番地一	一九四〇一一三一九七六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月一日
TOKIWA薬局調剤センター	山梨市万力六五番地	一九四〇二二〇四一〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月一日
小石澤医院	都留市田原二丁目五番二八号	一九一〇二〇〇五三三	訪問看護(みなし)	平成十七年四月三日
小石澤医院	都留市田原二丁目五番二八号	一九一〇二〇〇五三三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年四月三日
小石澤医院	都留市田原二丁目五番二八号	一九一〇二〇〇五三三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月三日
デイサービスセンター「慶和荘」	富士吉田市上吉田字熊六四五八四番地	一九七二二〇〇三〇六	通所介護	平成十七年四月十一日
有限会社あいケアサービス	西八代都市川大門町高田一〇八〇番地	一九七〇六〇〇二七四	訪問介護	平成十七年四月十五日
市川三郷事業所				

短期入所生活療所	東山梨郡勝沼四番地一	一九七〇四〇〇	短期入所生活介護	平成十七年五月
南部町国民健康保険万沢診療所	南巨摩郡南部町万沢三四〇四番地一	一九一〇七一一七三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月二十五日
南部町国民健康保険万沢診療所	南巨摩郡南部町万沢三四〇四番地一	一九一〇七一一七三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年四月二十五日
南部町国民健康保険万沢診療所	南巨摩郡南部町万沢三四〇四番地一	一九一〇七一一七三	訪問看護(みなし)	平成十七年四月二十五日
〇Z歯科口腔外科クリニックス	甲府市宮原町一二六一番地二五	一九三〇一〇三一六一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月二十日
〇Z歯科口腔外科クリニックス	甲府市宮原町一二六一番地二五	一九三〇一〇三一六一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年四月二十日
〇Z歯科口腔外科クリニックス	甲府市宮原町一二六一番地二五	一九三〇一〇三一六一	訪問看護(みなし)	平成十七年四月二十日
エミ歯科クリニック	笛吹市石和町河内四五九番地一	一九三一八〇〇三三六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月十八日
エミ歯科クリニック	笛吹市石和町河内四五九番地一	一九三一八〇〇三三六	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年四月十八日
エミ歯科クリニック	笛吹市石和町河内四五九番地一	一九三一八〇〇三三六	訪問看護(みなし)	平成十七年四月十八日
(株)ドラッグストアパワーズ都留店	都留市四日市場字小倉一三〇番地	一九四二一一〇二七〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月十六日

介護施設サー ジ	町菱山中平四 三〇〇番地	二二〇	護	一日
やさしい手甲 州事業所	東山梨郡勝沼 町山一〇一〇 番一号	一九七〇四〇〇 二二二	通所介護	平成十七年五月 一日
総合福祉ツク イ甲府中央テ イサービスセ ンター	甲府市中央四 丁目二番四 号	一九七〇二〇一 五六二	訪問入浴	平成十七年五月 一日
有限会社さく ら峡南介護支 援センター下 山事業所	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	一九七〇七〇〇 六二九	訪問介護	平成十七年五月 一日
生活支援セン ター陽だまり	韮崎市穴山町 六三一九番地	一九七〇九〇〇 一八七	訪問介護	平成十七年五月 一日
ク 加田クリニッ ク	塩山市下於曾 一一三三番地 二	一九一〇三〇〇 四〇七	訪問看護（みな し）	平成十七年五月 一日
身延町国民健 康保険曙診療 所	南巨摩郡身延 町古長谷五四 二番地	一九一〇七一一 一八一	訪問看護（みな し）	平成十七年五月 一日
ク 加田クリニッ ク	塩山市下於曾 一一三三番地 二	一九一〇三〇〇 四〇七	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十七年五月 一日
身延町国民健 康保険曙診療 所	南巨摩郡身延 町古長谷五四 二番地	一九一〇七一一 一八一	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十七年五月 一日
ク 加田クリニッ ク	塩山市下於曾 一一三三番地	一九一〇三〇〇 四〇七	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十七年五月 一日

身延町国民健 康保険曙診療 所	南巨摩郡身延 町古長谷五四 二番地	一九一〇七一一 一八一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十七年五月 一日
富士調剤セン ター塩山店	塩山市下於曾 一一三三番地 一六	一九四〇三二〇 一五二	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十七年五月 一日
やさしい手笛 吹事業所笛吹 福祉用具セン ター	笛吹市一宮町 末木八五六番 地	一九七二八〇〇 二三八	福祉用具貸与	平成十七年五月 一日
福祉介護セン ター	上野原市新田 三〇九番地一 三	一九七二〇〇〇 〇四四	訪問介護	平成十七年五月 十一日
あすなるデイ サービスセン ターリフレッ シュデイサロ ンいますわ温 泉	南アルプス市 上今諏訪四三 七番地一	一九七二六〇〇 三四九	通所介護	平成十七年五月 十六日
船津デイサー ビスセンター	南都留郡富士 河口湖町船津 六八〇九番地	一九七二三〇〇 三九五	通所介護	平成十七年六月 一日
デイサービス センターふる さと	甲斐市篠原八 四四番地二	一九七二七〇〇 一三一	通所介護	平成十七年六月 一日
フェリーチェ 上野原	上野原市大柵 六一一番地	一九七二〇〇〇 〇五一	通所介護	平成十七年六月 一日
ハピネスヘル パーステーシ ョン	南都留郡富士 河口湖町船津 六八〇九番地	一九七二三〇〇 三九五	訪問介護	平成十七年六月 一日

こもれび	大月市賑岡町 奥山一二九二番地	一九七二四〇〇 二九四	訪問介護	平成十七年六月一日
大久保内科呼吸器科クリニック	甲府市丸の内一丁目一九番一八号	一九七〇二〇一 九五〇	訪問看護	平成十七年六月一日
中島薬局	南アルプス市在家塚一二〇〇番地	一九四二六一〇 四八五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年六月一日
アイリスケアセンター甲府西	甲府市下飯田二丁目四番三〇号	一九七〇二〇一 六九五	通所介護	平成十七年六月十五日
デイケアセンター幸町	甲府市幸町九番地二三	一九一〇二〇二 四三一	通所リハビリテーション	平成十七年六月十五日
巨摩共立病院	南アルプス市桃園三四〇番地	一九三二六一〇 三五四	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年六月十六日
巨摩共立病院	南アルプス市桃園三四〇番地	一九三二六一〇 三五四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年六月十六日
塩川調剤薬局	北杜市須玉町藤田七二七番地一	一九四一九二〇 一一七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年六月二十日
デイサービスセンターあい	甲府市天神町四番地七	一九七〇二〇一 九七六	通所介護	平成十七年七月一日
デイサービスわたぼうし	甲斐市西八幡四〇二七番地一	一九七二七〇〇 一四九	通所介護	平成十七年七月一日
「ひばり」訪問介護サービス	甲府市川田町四〇番地二	一九七〇二〇一 九九二	訪問介護	平成十七年七月一日

グループホームおおくの家	甲府市大里町一五〇一番地	一九七〇二〇一 二二二	認知症対応型共同生活介護	平成十七年七月一日
アミーユ甲府住吉	甲府市中小河原町九二番地二	一九七〇二〇一 九八四	特定施設	平成十七年七月一日
深澤内科クリニック	甲府市国母五丁目一九番地一八	一九一〇二〇五 〇七九	訪問看護(みなし)	平成十七年七月十九日
深澤内科クリニック	甲府市国母五丁目一九番地一八	一九一〇二〇五 〇七九	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年七月十九日
深澤内科クリニック	甲府市国母五丁目一九番地一八	一九一〇二〇五 〇七九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年七月十九日
短期入所生活介護事業所緑風苑	塩山市下於曽一二五六番地	一九七〇三〇〇 一五六	短期入所生活介護	平成十七年八月一日
フェリーチェ上野原	上野原市大柵六一一番地	一九七二〇〇〇 〇六九	短期入所生活介護	平成十七年八月一日
デイサービスセンター南部の郷	南巨摩郡南部町南部八〇五八番地一	一九七〇七〇〇 六五二	通所介護	平成十七年八月一日
訪問介護おんわ	南巨摩郡身延町下山九〇八一番地一	一九七〇七〇〇 六六〇	訪問介護	平成十七年八月一日
ハートサービス訪問看護ステーション	甲斐市篠原二二二〇番地雄ビル一〇三号	一九六一七九〇 〇六八	訪問看護	平成十七年八月一日
グループホームドリム	甲府市川田町三六七番地一	一九七〇二〇二 〇〇八	認知症対応型共同生活介護	平成十七年八月一日

グループホーム南部の郷	南巨摩郡南部町南部八〇五八番地一	一九七〇七〇〇 六七八	認知症対応型共同生活介護	平成十七年八月一日
有限会社中沢薬局八田店	笛吹市石和町八田三三〇番地七五	一九四二八一〇 二〇〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年八月二十九日
ドラッグナカヤ薬局大里店	甲府市大里町一八三四番地	一九四〇一一三 一八四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年九月一日
あい薬局	甲斐市龍地四七〇六番地二	一九四二七〇〇 二四五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年九月一日
クスリのサンロード薬局長坂店	北杜市長坂町大八田四〇一八番地	一九四二九一〇 一二五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年九月一日
株式会社介護センター花岡甲府店	中巨摩郡田富町西花輪二七一七番地二	一九七〇八〇〇 九二四	福祉用具貸与	平成十七年九月一日

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十四第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めたとで公告する。

平成十八年三月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者(以下「同時申請者等」という。)(の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票(以下「受付票」という。))により指定した日時とし、

総合評定値の請求のみをしようとする者(以下「別途請求者」という。)(の申請時期は、月曜日から金曜日までの間(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月二日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。))とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の営業年度終了の日より前の日に申請をしようとするものは、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を出した後に、土木部土木総務課分室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書(別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。)
- 2 規則別記様式第二号の二による工事経歴書(経営規模等評価の申請をする場合に限る。)
- 3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(総合評定値の請求をする場合に限る。)
- 4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類
 - (一) 同時申請者等の提出書類
 - 審査基準日における技術職員以外の職員名簿
 - 審査手数料収入証紙貼付書
 - 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金保険加入証明書
 - (二) 審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書
 - (三) 審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済制度加入証明書
 - (四) 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書(労働基準監

監督の受付印のある就業規則で、退職一時金についての定めがあるものを提示する場合を除く。）

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

審査基準日における地方公共団体と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体が発行する証明書

審査対象営業年度の消費税納税証明書（その一）

(二) 別途請求者の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本

法第十一条の規定により届け出し、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。）

申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類の副本

法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）

前回の経営事項審査申請書又は経営規模等評価申請書の副本

審査対象営業年度の法人税又は所得税の確定申告書控え

審査対象営業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種^{（一）}の工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

審査対象業種工事に係る竣工時工事カルテ受領書

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書

公認会計士等の合格証

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準日を同じくする経営規模等評価申請書副本で土木総務課の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五 二三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納付方法

審査手数料収入証紙貼付書^{（二）}に山梨県収入証紙をはり付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により配達記録郵便により通知する。

第五 再審査並びに再申請及び再請求

一 再審査

1 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

(一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

(三) 第二に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

2 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げ

る書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

- (一) 経営規模等評価結果通知書の写し
 - (二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
- 二 再申請及び再請求

1 同時申請者等又は別途請求者（以下「申請者」という。）の誤記載による経営規模等評価の再申請及び総合評定値の再請求は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して行うことができる。この再申請及び再請求を行う場合は、第三に規定する手数料を納付しなければならない。

- (一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
 - (三) 第二に掲げる書類のうち訂正となる審査項目を確認するために必要な書類
- 2 申請者の虚偽記載による経営規模等評価の再申請及び総合評定値の再請求は、次に掲げる書類を知事に提出して行わなければならない。この再申請及び再請求を行う場合は、第三に規定する手数料を納付しなければならない。
- (一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
 - (三) 第二に掲げる書類のうち訂正となる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

- 一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとするものは、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、通常の業務日において土木部土木総務課分室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。
- 二 詳細については、土木総務課建設業担当（電話〇五五 二二三 一八四三）に問い合わせること。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十八年三月十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知

があつた。
平成十八年三月二十三日

- 一 作業種類 基本測量（機動連続観測）
- 二 作業期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十八年三月二十三日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市極楽寺字下河原一三三二の二、一三三二の五、一三四〇の二、一三四〇の六及び一三四〇の七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市白井阿原三百一番地一 中央市長職務執行者 河西敏郎

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、中丸北土地改良事業共同施行代表申請者依田健から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。
平成十八年三月二十三日

- 一 地区名 山梨県知事 山 本 栄 彦
南アルプス市中丸北地区
- 二 換地処分をした年月日 平成十八年三月十日
- 三 換地処分をした土地の権利者数 八人

公安委員会

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三甲府警察署の部甲府駅前交番の項中、「1番から9番まで、12番から19番まで及び25番から39番まで」を削り、「丸の内三丁目」の下に、「中央一丁目」を加え、同部室交番の項を次のように改める。

寿交番	甲府市宝二丁目 26番16号	甲府市のうち 宝一丁目、宝二丁目、中央四丁目9番から12番まで、中央五丁目8番、寿町、相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目1番から6番まで、青沼一丁目2番から5番まで並びに1番及び6番の一部、若松町、飯田一丁目、飯田二丁目、飯田三丁目、飯田四丁目、飯田五丁目
-----	-------------------	---

別表第三甲府警察署の部相生交番の項を削る。

附則

この規則は、平成十八年三月二十四日から施行する。

山梨県公安委員会告示第二十八号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、財団法人山梨県交通安全協会から特定講習を行う事業所である山梨自動車学校の住所変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十三日

- 一 変更後の事業所の住所 南アルプス市下高砂八百四十七番地
- 二 変更年月日 平成十八年三月五日

● 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条に基づく警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成十八年三月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

1 講習に係る警備業務の区分及び実施日時

(一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務

平成十八年五月十一日（木）から同月十六日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

(二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十八年五月二十三日（火）及び同月二十四日（水）の午前八時三十分から午後五時まで

(三) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務

平成十八年五月三十日（火）及び同月三十一日（水）の午前八時三十分から午後五時まで

2 実施場所

甲府市小瀬町八百四十番地 小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三三一一一）

二 講習定員

各三十人

三 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の法第十

一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であつて、現に当該講習に係る警備業務区分の警備員指導教育責任者として選任されている者とする。

四 受講申込手続

1 事前申込み

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 一二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（受付専用電話以外での受付は行わない。）。

2 事前申込受付期間

次に掲げる警備業務の区分ごとに行い、定員になり次第締め切る。

- (一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務
平成十八年四月三日（月）から同月七日（金）までの午前九時から午後五時まで
- (二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務
平成十八年四月十日（月）から同月十四日（金）までの午前九時から午後五時まで
- (三) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務
平成十八年四月十七日（月）から同月二十一日（金）までの午前九時から午後五時まで

3 受講申込書提出期間

- (一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務
平成十八年四月十日（月）から同月十四日（金）までの午前九時から午後五時まで
- (二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務
平成十八年四月十七日（月）から同月二十一日（金）までの午前九時から午後五時まで
- (三) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務
平成十八年四月二十四日（月）から同月二十八日（金）までの午前九時から午後五時まで

4 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四

センチメートルの写真を一枚はり付けること。）

(二) 旧資格者証の写し

(三) 警備員指導教育責任者として選任されている者であることを疎明する書面

(四) 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

5 申込書提出先

申込人の住所地を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）

6 受講手数料

次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、山梨県収入証紙により納付すること。

- い. なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。
 - (一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 二万三千元
 - (二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 一万四千元
 - (三) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務 一万四千元
- 講習の委託
- 講習は、社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。
- 六 修了証明書の交付
- 講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

- 1 受講者が受講に当たり持参すべきもの
筆記用具
- 2 問い合わせ先
講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五 二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年二月二十三日山梨県公安委員会規則第三号（更新時講習の実施に関する規則）

一〇二上三

義務

業務

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番